

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 6 月 17 日

月 曜 日

第 3631 号

目 次

告 示	
○保安林の指定	1
○土地改良区の定款変更の認可	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	3
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	4

告 示

富山県告示第289号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年 6 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林の所在場所

富山県魚津市小川寺字熊谷1203から1205まで、字所谷2313の 3、2314の 1、2315の 1、2316、2317

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第290号

土地改良区の定款変更の認可について

牛ヶ首用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年6月10日認可した。

平成25年6月17日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第291号

土地改良区の定款変更の認可について

下条用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年6月10日認可した。

平成25年6月17日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第292号

土地改良区の定款変更の認可について

福沢土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年6月10日認可した。

平成25年6月17日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第293号

土地改良区の定款変更の認可について

外輪野用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 6 月10日認可した。

平成25年 6 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~

**公 告**

~~~~~

土地改良区の役員の退任

福野町土地改良区の役員であった次の者が平成25年 4 月30日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年 6 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	溝 口 進	南砺市院林53番地

土地改良区の役員の就任

福野町土地改良区の役員に次の者が平成25年 5 月 1 日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年 6 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	定 司 俊 憲	南砺市上野 265番地

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年6月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成25年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中央スポーツクラブ

3 代表者の氏名

高見 喜義

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市清水町八丁目1番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民をはじめとする多くの人々に対し、小学生の少年野球競技を中心としたスポーツに関する事業を行い、心身の健全な発達と、生涯スポーツ文化の振興と普及を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。